

一般社団法人日本医療政策学会 ワーキンググループに関する細則

当法人のワーキンググループについて、以下のとおり定める。

第1条

当法人は、定款に記載した当法人の目的及び事業に関連した活動を行うグループとして、ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置することができる。

第2条

1. WG を設置しようとする者（当法人の正会員に限る。）は、設立趣意書を作成して理事会に提出し、理事会の承認を得るものとする。
2. 前項の設立趣意書には、以下の各号に定める事項を記載しなければならない。
 - ① WG 設立の目的
 - ② WG における活動内容
 - ③ WG の代表者及びメンバー
3. WG の代表者は、当法人の正会員でなければならない。

第3条

1. WG の代表者は、年に1回以上、理事会に対して、活動内容を書面にて報告するものとする。報告する活動内容については、以下の各号に定める事項を含めるものとする。
 - ① 設立趣意書に記載された活動内容の進捗（活動内容の変更があった場合には当該変更内容を含む）
 - ② WG が実施したイベント、シンポジウム、学会発表その他の対外的活動の内容
 - ③ WG が当法人以外の第三者と行った共同研究その他の活動
 - ④ 活動報告時におけるメンバーの一覧（加入・脱退があった場合はその旨を含む）
 - ⑤ 本条第5項において、当法人又は第三者から WG に対する資金の提供その他の支援を受けた場合には、その金額及び用途
2. 前項にかかわらず、理事会は、WG の代表者に対し、随時活動内容の報告を求めることができる。報告は書面で行うものとし、その内容は前項各号を準用する。
3. WG の活動期間は、前条第1項の承認を得た日から始まり、翌事業年度の末日までとする。
4. WG の活動期間の延長を希望する場合、当該 WG は、理事会に対して延長申請を行ったうえで、その承認を得るものとする。延長後の活動期間及びその後の延長申請に関しては、前項及び本項の規定を準用する。
5. WG が支出を伴う研究活動を行う場合には、WG の代表者は、当該年度の予算について、理事会の承認を得なければならない。

6. WG が支出を伴う研究活動を行う場合には、会計担当者をおかなければならない。
7. WG の学術・研究活動及びそれに伴う支出は、別途定める当法人の学術活動・研究活動規程に従って行う。

第4条

WG が以下の各号に定める事由に該当する場合、当法人は WG の廃止又は活動の全部若しくは一部の停止を命じることができる。活動の全部又は一部の停止を求める場合、当法人は、活動再開のための条件その他必要な事項を付すことができる。

- ① WG が当法人の定款、会則又は規則に違反したとき
- ② WG が当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- ③ WG の支出が適正を欠く場合
- ④ 前各号のほか、WG の廃止又は活動の全部若しくは一部の停止を命じる事由があると当法人が判断したとき

附則

1. 本細則の変更は、理事会の議決による。
2. 本細則の施行時において既に WG 又はこれに類似するものが存在する場合、本細則施行時から本細則が適用されるものとする。この場合、その活動期間は、本細則施行時から始まり、その翌事業年度の末日までとする。
3. 本細則は、2025年9月3日から施行する。